

公衆浴場法におけるサウナに係る許可等のあり方調査研究に関する検討会

報告書

令和6年3月

目次

1. はじめに.....	3
(1) 検討会の開催趣旨、目的.....	3
(2) 検討会の構成、運営、開催スケジュール.....	5
2. サウナに係る許可等の実態調査.....	6
(1) 自治体における条例・基準の整備状況等の実態調査.....	6
ア 調査概要.....	6
イ 調査結果（実態調査）.....	6
ウ 調査結果（追加調査）.....	13
(2) 一般公衆浴場・サウナ営業者に対するサウナの許可等の実態調査.....	14
ア 調査概要.....	14
イ ヒアリング結果.....	14
3. とりまとめ.....	21
(1) 検討会の提言.....	21
(2) 自治体の取組の類型化.....	22
ア 混浴規定の緩和について.....	22
イ 施設及び設備の設置基準等の緩和について.....	23
ウ アウトドアサウナでの基準緩和について.....	24
参考資料.....	30
1. 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）.....	30
2. 公衆浴場法施行規則（昭和23年厚生省令第27号）.....	30
3. 公衆浴場における衛生等管理要領（平成12年12月15日生衛発第1811号厚生省 生活衛生局長通知、令和2年12月10日改正）.....	30
4. 自治体に対する公衆浴場法におけるサウナに係る許可等の実態調査票.....	30
5. 一般公衆浴場・サウナ営業者に対するサウナの許可等の実態調査票.....	30

1. はじめに

(1) 検討会の開催趣旨、目的

公衆浴場を経営しようとする者は、公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号。以下「法」という。）に基づき、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。）の許可を受ける必要があり、営業者は、公衆浴場について、換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置を講じる必要があり、都道府県知事はこれらの措置に必要な基準を条例で定めるとされている。

厚生労働省では、都道府県知事が条例を策定する指針として「公衆浴場における衛生等管理要領」（平成 12 年 12 月 15 日生衛発第 1811 号厚生省生活衛生局長通知、令和 2 年 12 月 10 日一部改正。以下「衛生等管理要領」という。）を定め、この中で、公衆浴場における施設、設備、水質の衛生的管理、従業者の健康管理、その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置などの取扱い^{※1}を示しており、サウナを含むその他の公衆浴場については、一般公衆浴場の規定を準用^{※2}することとしている。

※1 衛生等管理要領は、都道府県知事が条例を策定する指針として厚生労働省が発出した技術的助言であり、都道府県知事が、地域の実情を踏まえ、衛生等管理要領とは異なる内容の基準を条例等で定めることは可能とされている。

※2 公衆浴場の利用目的、利用形態等により、これにより難しい場合であって、公衆衛生上及び風紀上支障がないと認められるときは、一部適用を除外可能である旨を規定している。

今般、サウナに係る許可等の実態を把握し、よりサウナの実態に適合した衛生管理及び風紀の確保のあり方を調査するため、「公衆浴場法におけるサウナに係る許可等のあり方調査研究に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催した。

なお、検討会は、厚生労働省の令和 5 年度生活衛生関係営業対策事業費補助金を受けて実施した。

<参考>公衆浴場の定義

法において、「公衆浴場」とは、温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設、「浴場業」とは、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。）の許可を受けて、業として公衆浴場を経営することと定義されている。

法の適用を受ける公衆浴場は、「一般公衆浴場」と「その他の公衆浴場」に分類され、衛生等管理要領において以下のとおり定義されており、サウナは「蒸気、熱気等を使用し、同時に多数人を入浴させることができるもの」に分類される。

（一般公衆浴場）

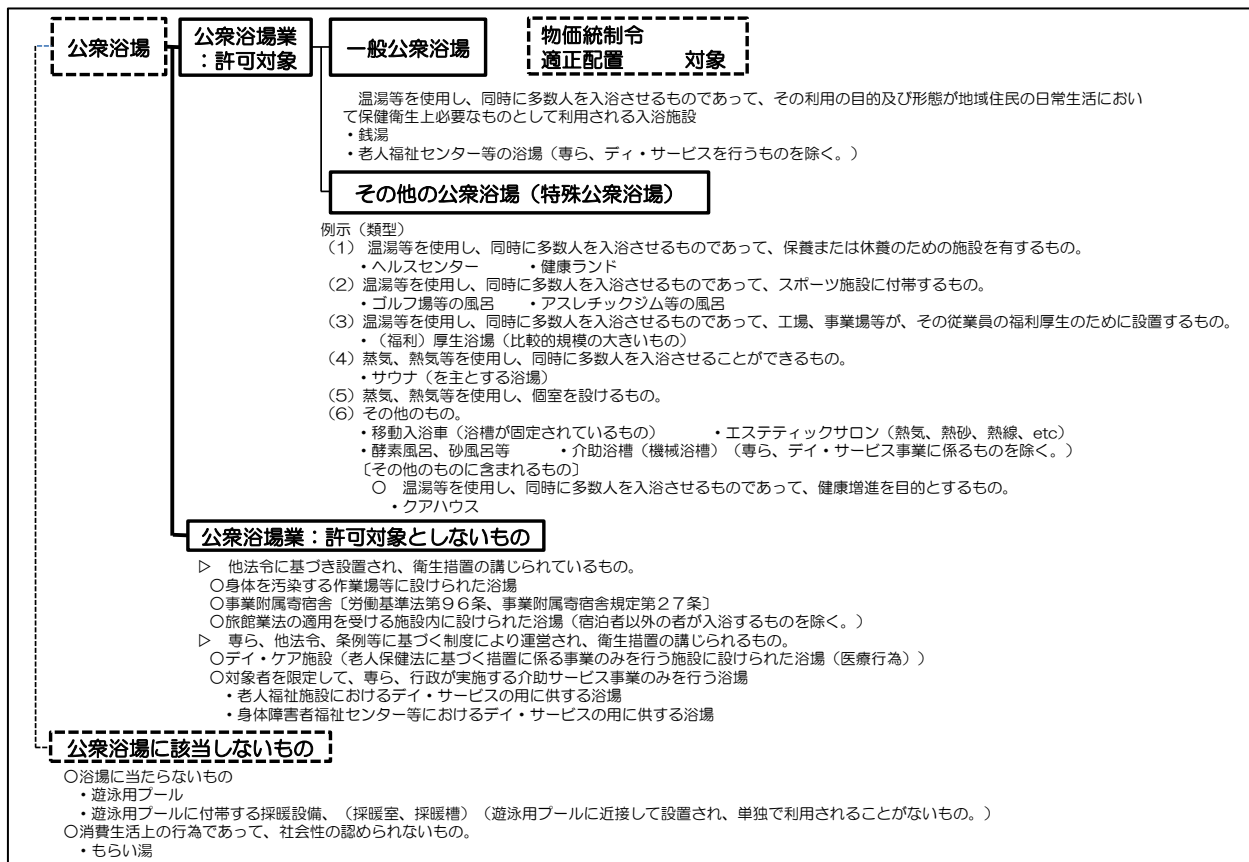
温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させる公衆浴場であって、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される入浴施設をいう。

(その他の公衆浴場)

一般公衆浴場以外の公衆浴場をいい、以下に分類される。

- (1) 温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させるものであって、保養又は休養のための施設を有するもの
- (2) 温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させるものであって、スポーツ施設に付帯するもの
- (3) 温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させるものであって、工場、事業場等が、その従業員の福利厚生のために設置するもの
- (4) 蒸気、熱気等を使用し、同時に多数人を入浴させることができるもの
- (5) 蒸気、熱気等を使用し、個室を設けるもの
- (6) その他のもの

(参考：公衆浴場の類型)



※ 公衆浴場における衛生等管理要領等の改定について（平成3年9月19日厚生省生活衛生局指導課事務連絡）（抜粋）

(2) 検討会の構成、運営、開催スケジュール

検討会の構成員及び開催スケジュールは以下のとおりで、厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課（以下「厚生労働省」という。）の協力の下、全国公衆浴場生活衛生同業組合連合会（以下「全浴連」という。）が開催し、具体的な事務運営は、全浴連の委託を受けた株式会社阪急交通社が行った。

(検討会の構成員)

石原 光司	山梨県福祉保健部衛生薬務課 課長補佐
泉山 信司	国立感染症研究所 寄生動物部 第一室
岩永 貴浩	さいたま市保健衛生局保健部生活衛生課 課長補佐
◎ 大久保 一郎	横浜市医療局衛生研究所 所長
加藤 容崇	日本サウナ学会 代表理事
佐伯 雅斗	全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会 副理事長
諏訪 克之	厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課 課長
豊岡 大輔	北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課 環境衛生係長
若林 幹夫	公益社団法人日本サウナ・スパ協会 理事・事務局長
吉永 昌一郎	一般社団法人アウトドアサウナ協会 代表理事

(五十音順、敬称略)

※◎は座長

(開催スケジュール)

第1回 令和5年8月28日(月)	1. 検討会の立ち上げについて 2. 公衆浴場法の概要について 3. サウナの営業許可に関する課題等について 4. サウナに係る許可等の実態調査について 5. 今後の検討会開催スケジュールについて 6. その他
第2回 令和5年12月20日(水)	1. サウナに係る許可等の実態調査について 2. その他
第3回 令和6年2月28日(水)	1. 「地方自治体における条例・基準の制定状況等の調査」の再報告 2. サウナに係る許可等の実態調査を踏まえた課題整理 3. その他
第4回 令和6年3月27日(水)	1. 報告書案について 2. その他

2. サウナに係る許可等の実態調査

(1) 自治体における条例・基準の整備状況等の実態調査

ア 調査概要

検討会における調査項目等の議論を踏まえ、地方自治体（以下「自治体」という。）の条例等におけるサウナに係る基準の整備状況を調査した。

調査対象は、都道府県、保健所設置市、特別区の計 157 自治体で、調査方法は Web 方式によるアンケート調査、調査期間は令和 5 年 10 月 2 日（月）から同月 20 日（金）までとした。回答率は 100%で、全ての自治体から回答があった。

また、当該調査結果を踏まえて、令和 6 年 1 月 4 日（木）から同月 15 日（月）にかけて、一部の自治体に対し追加調査を行い、第 3 回検討会にて事務局から報告を行った。

イ 調査結果（実態調査）

(ア) 「一般公衆浴場」に付設するサウナに係る個別の基準について

(Q 1) 貴自治体における条例等で、一般公衆浴場に付設するサウナに係る基準を定めていますか。(N=157)

(調査結果)

自治体の条例等で、一般公衆浴場に付設するサウナに係る基準を定めている自治体は 110 (70%)、定めていない自治体は 47 (30%) であった。

(イ) 「その他の公衆浴場」におけるサウナに係る個別の基準について

(Q 2-1) 貴自治体における条例等で、その他の公衆浴場におけるサウナに係る基準（一般公衆浴場の規定を引用する場合を含む。）を定めていますか。(N=157)

(調査結果)

自治体の条例等で、その他の公衆浴場におけるサウナに係る基準（一般公衆浴場の規定を引用する場合を含む。）を定めている自治体は 157 (100%) であった。

(Q 2-2) Q 2-1 で「はい」と回答した場合、サウナ営業の許可にあたり、公衆衛生又は風紀上特に支障がないと認めた場合や、土地の状況・建物の種類・施設の規模その他特別な理由による、特例的な取扱いを行っていますか。(N=157)

(調査結果)

自治体の条例等で、その他の公衆浴場におけるサウナに係る基準を定めている 157 の自治体のうち、サウナ営業の許可にあたり、公衆衛生又は風紀上特に支障がないと認めた場合や、土地の状況・建物の種類・施設の規模その他特別な理由による、特例的な取扱いを行っている自治体は 118 (75%)、特例的な取

扱いを行っていない自治体は 39（25%）であった。

<特例的な取扱いの主な具体例>

- 水着等の衣類着用の場合、屋外の浴槽の男女別及び外部が見通せない構造に関する規定を緩和している。
- 施設を日別又は時間別に男女を分けて使用する場合や、風紀の乱れるおそれがない場合において、利用形態、管理形態、設置場所等を勘案して総合的に判断し、男女別の脱衣室及び浴室に関する規程を緩和している。
- 小規模な個室サウナ等において風紀及び衛生上の問題がないと判断した場合、脱衣所や洗い場の面積規定の基準を緩和している。
- 短期のサウナイベントにおいて、サウナ以外の施設（脱衣室、ロッカー、洗面設備、便所、洗い場等）について、近接する既存の施設の使用許可を得て施設及び設備を使用する場合、措置基準を満たすと判断している。
- 屋外サウナの場合で、蓋付きの脱衣箱や鍵付き貴重品入れを受付専用テント内で従業員の監視下で管理する場合、保管設備の基準を緩和している。
- 水飲み場について、入浴者にペットボトル飲料を提供するなどの対策により、問題がないと判断した場合、「洗面設備が水飲み場として兼用できない場合にあっては、水飲み場を設けること。ただし、浴室等入浴者が利用しやすい場所に水飲み場を設けるときは、この限りではない」といった緩和規程を適用している。
- 条例で定める「給湯栓及び給水栓を設けて、湯及び水を供給」という規定について、サウナ施設のみを設ける場合、「給湯栓」及び「湯」の規定を適用しない取扱いとしている。

（Q2-3）Q2-1で「はい」と回答した場合、当該基準をアウトドアサウナ（テントサウナ、バレルサウナ、サウナバス等）に対してどのように適用していますか。（N=157）

（調査結果）

アウトドアサウナに対して、その他の公衆浴場におけるサウナに係る基準をそのまま適用している自治体は 97（62%）、当該基準を一部緩和して適用している自治体は 39（25%）、アウトドアサウナの営業を許可していない自治体は 21（13%）であった。

（Q2-4）Q2-2で「はい」と回答した場合、又はQ2-3で「当該基準を一部緩和して適用」を選択した場合、サウナ営業の基準を緩和することができる根拠をどのように明示していますか。（N=118、回答の重複あり）

（調査結果）

サウナ営業の許可にあたり、特例的な取扱いを行っている 118 の自治体（Q

2-2)、又はアウトドアサウナに対して、サウナに係る基準を一部緩和して適用している 39 の自治体 (Q 2-3) について、条例により明示していると回答した自治体は 80、通知により明示していると回答した自治体は 13、ホームページに明示している自治体は 6、明示していないと回答した自治体は 23、その他は 16 であった。

(Q 2-5) Q 2-1 で「いいえ」と回答した場合、サウナ営業の許可の取扱いについて、対応状況を教えてください。(N=0)

(調査結果)

Q 2-1 の回答は、全て「はい」のため該当なし。

(Q 3-1) 営業許可の申請手続きにあたり、条例等の適用・解釈や立地場所、許可条件など、事業者との調整で対応に苦慮した事例があれば、具体的に記載してください。(N=74)

(調査結果)

74 の自治体から、営業許可の申請手続き (申請前の相談を含む。) にあたり、条例等の適用・解釈や立地場所、許可条件など、事業者との調整で対応に苦慮した事例があると回答があった。

<対応に苦慮した主な事例>

【アウトドアサウナの解釈について】

- イベントにおいてテントサウナを設置し、イベント参加者にサウナ利用させる場合、公衆浴場法における許可が必要か否か苦慮した。
- アウトドアサウナであっても、サウナ営業の基準をそのまま適用しているが、事業者からアウトドアサウナで許可を取得するにあたって、基準に適合する設備を整えることが困難であるという意見を頂戴したことはある。
- 公衆浴場条例は原則、脱衣室や浴室等が一体の施設としての構造基準を規定しているため、脱衣室・浴室・洗面・便所等公衆浴場に係る設備が全て屋外であったり、屋外移動を想定したものになっておらず、衛生管理・見通し等風紀上支障ないと判断する根拠が乏しく、指導に苦慮した。

【構造設備について】

- テントサウナについては、特に床面の構造や排水、洗い場について基準に適合させるのが困難な相談事例がある。
- アウトドアサウナにおいて、審査基準及び要綱に適合する飲料水の用意をすることが困難な場合が多く、指導に苦慮している。
- 屋外の遮蔽がない立地での営業を希望されたが、外部からの見通しができない構造とするよう指導し、四方に横幕を張ることで遮蔽とした。
- テントサウナ周囲に脱衣室やトイレ等の設備を新たに設置せず、既存の設

備を利用するとの申し出があったが、一定距離が離れており、一体的に管理ができるか否かの判断に苦慮した。

【安全管理、風紀への対策について】

- 風紀を乱す恐れがないかどうかの判断が難しい。明確な判断基準を設定するのが困難なため、事例ごとに苦慮しながら判断・指導している。
- 着衣で混浴する浴室を貸し切り利用する場合の風紀の確保に苦慮した。
- バレルサウナの運営について、温度調節に使用する薪ストーブの安全面の確認に苦慮した。
- 事業者ごとに、川の近くで営業（サウナ後、川に飛び込む）をされる実態や適切な排水設備を設けられていない事例などがあり、対応に苦慮した。

(Q3-2) アウトドアサウナにおいてシャワーや水風呂を設置する場合、以下の点について教えてください（アウトドアサウナの営業許可を行ったことがある場合のみ回答。）。

- ① シャワーや水風呂の排水設備について、許可の際に、どのような設備を設けるよう指導しているか、具体的に記載してください。(N=65)
- ② シャワーや水風呂の温度管理について、許可の目安としている指標や、許可の際の指導内容とその理由について、具体的に記載してください。(N=20)
- ③ シャワーや水風呂の衛生管理について、許可の際に、特に指導している内容とその理由について、具体的に記載してください。(N=62)

(調査結果)

- ① 65 の自治体から対応状況についての回答があり、その多くからサウナ室の排水構造は、衛生の観点から「その他の公衆浴場」と同様に、条例等に基づき、排水が適切に行えるような構造を求めている事例の回答があった。また、排水は下水道に接続し、環境に影響を及ぼさないよう適切に排水するよう求めている自治体が多かった。

<概要、具体例>

【浴室、洗い場等の排水設備について】

- 条例に基づき、洗場の床面は耐水性の材料をもって築造し、適当な勾配をつけるとともに、汚水を停滞させることなく排水することができる構造設備とするよう指導している。
- シャワー室について、床面は不浸透性材料を用いることを許可要件としている。
- 他法令を遵守することや、周囲が水浸しになったり、不衛生にならないよう助言指導を行った。

【浴室、洗い場等からの排水について】

- 屋外にシャワー設備を設置する場合、衛生の観点から、排水が容易に行えるよう必ず撥水性の床材を使用するように指導し、石鹼の使用の有無に関わらず下水に流すよう指導している。
- 排水場所を確認し、下水・浄化槽ではない場合は排水方法を確認し、必要に応じて所管課へ相談を促している。

② 20 の自治体から、衛生の観点から、「温水」や「適温の湯」が出るよう給湯設備を備えるようを求めている等の回答があった。

<概要、具体例>

- シャワーや洗い場への給水について、衛生の観点から、「温水」や「適温の湯」が出るよう給湯設備を備えるようを求めている自治体が多数であり、中には具体的な温度を示している自治体もあった。
- イベントサウナの場合、夏季であれば水のための給水で許可をしている自治体や、豪雪地帯指定地域において体調に無理のない範囲でのシャワー使用や、洗い場とサウナ室の移動時における保温を利用者に注意すること等を求めており、地域の実態に沿った対応がなされていた。
- 水風呂には、通常の浴槽と同様に温度計の設置を求めている。

③ 62 の自治体から対応状況について回答があり、その主な内容は浴槽水は毎日完全に換水（循環ろ過器を使用している浴槽は1週間に1回以上完全換水）すること、自治体の定める水質基準を満たすよう指導している等であった。

<概要、具体例>

- 衛生の観点から、浴槽水は毎日完全に換水することとし、循環ろ過器を使用している浴槽は1週間に1回以上完全換水するよう求めている自治体が多かった。また、水を十分に供給することで、浴槽水の満水を保つ事や残留塩素の保持を求めている自治体も多かった。
- シャワー、浴槽水ともに、自治体の定める水質基準を満たすよう指導を行っていた。
- 衛生の観点から、シャワーから供給される湯水は、循環している温水又は水を用いない構造とすることとしている自治体が多かった。また、シャワーを浴びてから水風呂に入るよう指導している自治体もあった。
- 事業者へ衛生管理に係る維持管理計画を提出してもらい、それをもとに許可の判断を行っている自治体もあった。

(Q3-3) アウトドアサウナの換気について、換気を適切に行うための方

法として、許可の目安としている指標や、許可の際の指導内容とその理由について、具体的に教えてください（アウトドアサウナの営業許可を行ったことがある場合のみ回答。）。（N=58）

（調査結果）

58 の自治体から対応状況について回答があり、その主な内容は、給気口と排気口の設置を求めることやテントの仕様の確認、一酸化炭素濃度チェッカーの設置を求めるといったことであった。

<主な具体例>

- テントの仕様（体積、定員、ストーブの形態、換気口や開閉可能な窓の有無等）を確認し、適切な換気ができることを確認している。
- テントサウナ内に一酸化炭素濃度チェッカーを設置し、随時濃度を確認するよう指導している。
- 給排気口の換気に加えて、扉の開閉による換気頻度（回数／時間）を確認している。
- 風雪が強い場合は、空気の逆流を防ぐため、テントサウナを使用しないよう指導している。

（Q3-4）アウトドアサウナにおける営業許可に含まれていない河川等の利用について、これまで自治体において指導したことがありますか。指導したことがある場合は、その内容を具体的に記載してください。（N=156）（※1自治体のみ未回答）

（調査結果）

アウトドアサウナにおける営業許可に含まれていない河川等の利用について、指導したことがある自治体は21（14%）、指導したことがない自治体（アウトドアサウナの営業許可を行ったことがない自治体含む。）は99（63%）、河川等の利用に関する相談を受けたことがない自治体は36（23%）であった。

<主な具体例>

- 許可に際し、河川等を許可対象と誤認することのないよう、施設内の表示を行うことや、サウナ室から洗い場への導線について指導している。
- 未消毒の河川水による入浴は衛生上認められないので、公衆浴場の営業には使用しないこと。
- （公衆浴場の営業許可の範囲外ではあるが一般的な注意事項として、）河川を利用する場合や、河川へ直接排水する場合は、河川管理者に相談し、必要な手続きを取ることを指導した。
- （公衆浴場の営業許可の範囲外ではあるが一般的な注意事項として、）河川を利用する前後は、衛生的な観点から水質基準に適合した水で体を流すように指導した。

(Q3-5) アウトドアサウナに係る衛生上の問題について、教えてください。

- ① 令和2年度から令和5年度（9月末時点）にかけて、これまでアウトドアサウナの営業許可後に、衛生上の問題が生じたことがありますか。（N=156）（※1自治体のみ未回答）
- ② ①で「衛生上の問題が生じたことがある」と回答した場合、それはどのような方法で把握したか、年度ごとに該当する件数を記載してください。（N=4）
- ③ ①で「衛生上の問題が生じたことがある」と回答した場合、どのような衛生上の問題があったか、問題が発生した年度、具体的な内容及びその件数を記載してください。（N=4）
- ④ ①で「衛生上の問題が生じたことがある」と回答した場合、指導を行った事業所は現在どのような状況となったか、年度ごとに該当する施設数を回答してください。（N=4）

(調査結果)

- ① アウトドアサウナの営業許可後に、衛生上の問題が生じたことがある自治体は4（3%）、衛生上の問題が生じたことがない自治体は70（45%）、アウトドアサウナの営業許可を行っていない自治体は82（52%）であった。

- ② 以下のとおりであった。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
I. 営業者からの報告	0	1	0	0
II. 利用者からの通報	0	0	0	1
III. 定期巡回等での確認	0	0	0	1
IV. 他の部局等からの情報共有	0	0	0	0
V. 具体的な健康被害等による発覚	0	0	0	0
VI. その他	0	0	0	1

- ③④ 以下のとおりであった。

- 床に設置した耐熱シートが熱で溶けた。【令和3年度：1件（改善済み）】
- 使用しているイスにカビ等の不衛生な状態を確認。【令和5年度：1件（改善済み）】
- 排水設備の不良により、使用水が敷地外に排水されていた。【令和5年度：1件（改善済み）】
- 水風呂（循環式浴槽）において、配管洗浄やろ過機の洗浄・消毒が不十分であることから、ろ材や浴槽内が不衛生な状態であることを確認。【令和5年度：1件（営業停止はしていないが、指導継続中）】

(Q3-6) 自治体間や保健所間での情報共有や連携を行っていますか。(N=157)

(調査結果)

自治体間や保健所間での情報共有や連携を行っているとは回答した自治体は131(83%)、行っていないとは回答した自治体は26(17%)であった。

情報共有の方法は、複数の自治体の担当者が参加する担当者会議や随時保健所間で情報共有をしている等の回答があった。

ウ 調査結果(追加調査)

2(1) イの実態調査の結果を踏まえ、以下2点の追加調査を実施した。

(追加調査①)「サウナの営業許可にあたり、公衆衛生又は風紀上特に支障がないと認められた場合に特例的な取扱いを行っていますか。」の問に「いいえ」と回答した場合、緩和できない理由は何ですか。(N=39)

- ・ 調査対象：2(2)イの実態調査のうち、Q2-2で「特例的な取扱いを行っていない」と回答した39自治体。
- ・ 調査方法：「公衆衛生又は風紀上の懸念がある」、「サウナ単体の許可申請事例がない」、「その他」の3つの選択肢から回答を選択。「その他」を選択した場合、懸念される点を最大3つまで自由に記載してもらい、自由記載の内容は事務局において類型化。

(調査結果)

- ・ 公衆衛生又は風紀上の懸念があると回答した自治体 10
- ・ サウナ単体の許可申請事例がないと回答した自治体 8
- ・ その他
特例的な取扱いを要したことがないと回答した自治体 12
特例的な取扱いのための規定がないと回答した自治体 7
緩和を行う方向で検討中と回答した自治体は2であった。

(追加調査②) アウトドアサウナを許可していない理由を、最大3つまで具体的に記載してください。(N=21)

- ・ 調査対象：アウトドアサウナを許可していないと回答した21自治体。
- ・ 調査方法：アウトドアサウナを許可していない理由を最大3つまで具体的に記載させ、事務局において調査結果を類型化した(回答の重複あり)。

(調査結果)

条例の基準に適合しないと回答した自治体は14、申請事例がないと回答した自治体は12、土地等の利用権の問題と回答した自治体は2、緩和を行う方向で検討中と回答した自治体は1であった。

(2) 一般公衆浴場・サウナ営業者に対するサウナの許可等の実態調査

ア 調査概要

検討会における調査項目等の議論を踏まえ、一般公衆浴場及びサウナ営業者に対し、サウナの許可等の実態を調査した。

調査対象は、検討会の構成員（全浴連、日本サウナ学会、公益社団法人日本サウナ・スパ協会、一般社団法人アウトドアサウナ協会）からの推薦により、一般公衆浴場の営業者、店舗型サウナの営業者、アウトドアサウナの営業者、イベント関連事業者の計 11 事業者を実施した。調査方法は Web 方式によるヒアリング調査で、ヒアリングは令和 5 年 10 月 13 日（金）から同月 26 日（木）にかけて実施した。

なお、ヒアリングの結果、公衆浴場法の営業許可ではなく、旅館業法の営業許可を受けてサウナを営業していると回答した事業者もいたが、サウナ事業者という観点から、調査結果に含めて記載することを申し添える。

※ 本ヒアリングは、事業者からサウナ営業の許可等に関する実態を調査することを目的に実施したものであり、事業者が講じている措置が適切かどうか等について事務局として個別の判断は行っていない。

	種別	サウナの種類	サウナ室の数・定員	付帯設備	備考
A社	一般公衆浴場	遠赤外線サウナ	1(7～8名)	シャワー、水風呂	
B社	一般公衆浴場	ロッキーサウナ	男性1(10名)、女性1(7名)	シャワー、水風呂、休息室	
C社	店舗型サウナ	①IKI&ボナサウナ ②スチームサウナ	①1室(30名) ②1室(5名)	シャワー、水風呂	
D社	店舗型サウナ	①セルフフローリュサウナ ②サウナシアター	①1室(6名) ②1室(70名)	シャワー、水風呂、休息室	
E社	店舗型サウナ	①タワーサウナ ②塩サウナ	①男女各1室(各32名) ②2室(4名、6名)	シャワー、水風呂、休息室	
F社	アウトドアサウナ	テントサウナ	3室(4～6名)	シャワー、休息室	
G社	アウトドアサウナ	①室内サウナ ②テントサウナ ③サウナ移動車	①2室 ②③4室	シャワー、水風呂、休息室	旅館業許可で実施
H社	店舗型サウナ アウトドアサウナ	①パレルサウナ(屋内) ②テントサウナ	①2室(各4名) ②2室(各6名)	シャワー、水風呂、休息室	旅館業許可で実施
I社	店舗型サウナ アウトドアサウナ	①テントサウナ ②パレルサウナ	7室(4～6名)	シャワー、水風呂、休息室	旅館業許可で実施
J社	イベント関連事業者	大型システムテント	7室(4～12名)	シャワー、アート浴	イベント事業の一つとしてサウナも実施
K社	イベント関連事業者	テントサウナ	1～20室(4～30名)	シャワー、水風呂、休息室	

※ サウナの種類、サウナ室の数・定員、付帯設備は主な内容を記載。サウナの種類については、事業者から提出された回答様式に記載があったもの。

イ ヒアリング結果

(Q1) サウナ室の温度・湿度管理、衛生管理方法について

- ① 貴施設で使用されているサウナの熱源は何ですか。
- ② サウナ室の温度、湿度が適切に保たれているかどうか、どのように確認していますか。

- ③ サウナ室内の床はどのような材質としていますか。また、サウナ室でロウリュを行う場合、サウナストーンやストーブに水をかける状況が考えられますが、サウナ室内の床に水やお湯が残らないよう、床の角度の付け方などどのような構造にしていますか。
- ④ サウナ室の温度・湿度管理、衛生管理方法で、営業許可申請にあたり、対応に苦慮した経験があれば、その内容と工夫した点について具体的に教えてください。

(ヒアリング結果)

- ① 使用するサウナの種類によって異なるが、多くの事業者が電気やガスを熱源として利用しており、アウトドアサウナ（テントサウナ）では、電気ストーブや薪ストーブ、バイオエタノールを使用しているとの回答があった。
- ② 温度センサーによる定温維持を行っている事業者もあったが、全ての事業者において、職員によるサウナ室の温度確認（複数回）を実施しているとの回答があった。
- ③ 屋内のサウナでは、木材、コンクリートの上に木製簀子とマットを敷いたものがあり、床の傾斜により排水しているとの回答があった。
ロウリュ水は、ヒーター上に鉄板を敷いて床に落ちないようにし、水が残った場合はドレンで下に抜いているケースもあった。
テントサウナでは、コンクリート、砂利、芝などを床として利用。木製簀子や断熱材シートを利用しているケースもあった。
- ④ 屋内のサウナでは、対応に苦慮した経験があると回答した事業者はいなかった。
アウトドアサウナでは、公衆浴場法や自治体条例が、テントサウナのイベント開催を想定してないため、営業許可が出ないケース、コストが高過ぎてイベントを断念するケースがあるという回答があった。
屋外にも関わらず耐水の床の設置を求められるという回答や、テントサウナは屋外で土足での利用が基本のため 耐水性の床や排水は必要ないという回答があった。

(Q2) サウナ室の換気について

- ① 厚生労働省の衛生管理要領では、サウナ室の換気を適切に行うため、吸気口は室内の最も低い床面に近接する適当な位置、排気口は天井に近接する適当な位置に設けることとしています。換気の頻度などを含め、これ以外で工夫している点はありますか。
- ② 例えばロウリュやアフグースを行う際、サウナ室に通常よりも人が密集することが考えられますが、そのような場合の対策はありますか。
- ③ 一酸化炭素濃度や二酸化炭素濃度を計測の有無、測定方法について教えてください。
- ④ サウナ室の換気について、許可申請に当たり対応に苦慮したことがあれば、その内容と工夫した点について具体的に教えてください。

(ヒアリング結果)

- ① 屋内のサウナでは、定期的な換気やロウリュ前の換気、客の出入りによる換気、熱交換吸排気システムの導入等で対応しているとの回答があった。
テントサウナでは、定期的な換気や薪ストーブからの強制排気のほか、民間資格創設による啓蒙活動・注意喚起等で対応しているとの回答があった。
- ② サウナ室定員での入室制限、利用者が座れる分のマットの設置により人数を制限するほか、利用客の判断に委ねる、一酸化炭素チェッカーが鳴った場合には利用客を退避させ、換気が終わるまで利用を中止しているとの回答があった。
- ③ イベント等の際やテントサウナでは、一酸化炭素チェッカーによる計測を実施しているとの回答があった。
- ④ 屋内のサウナでは、対応に苦慮した経験があると回答した事業者はいなかった。
アウトドアサウナで、建築基準法に基づく第1種換気を求められたが、サウナ室温度を下げてしまう要因であり、技術的な対応に苦慮したとの回答があった。

(Q3) サウナ室に付設する水風呂やシャワーの管理について

- ① 水風呂の衛生管理方法はどのように行っていますか。
- ② お湯のお風呂が有る場合、水風呂とお湯を張った湯船との間で、衛生管理方法に違いはありますか。
- ③ 水風呂に冷却器は使用していますか。使用している場合、冷却器の衛生管理はどのように行っていますか。
- ④ シャワーの衛生管理・温度管理はどのように行っていますか。
- ⑤ アウトドアサウナで、水風呂やシャワーの設置場所の床はどのような材質としていますか。また、床に水やお湯が残らないよう、床の角度の付け方などどのような構造にしていますか。
- ⑥ アウトドアサウナで、石けんの使用有無やサウナ入浴後にシャワーで体を流すなど、水風呂やシャワーの使用方法について、自治体から指導されたことはありますか。
- ⑦ アウトドアサウナで、水風呂やシャワーの排水について、必ず排水溝から下水に排水する、近くの河川等へ排水するといった指導を含め、自治体からの指導で対応に苦慮した事例はありますか。
- ⑧ 水風呂やシャワーに関して、許可申請に当たり対応に苦慮したことがあれば、その内容と工夫した点について具体的に教えてください。

(ヒアリング結果)

- ① 多くの事業者は、井戸水や水道水を利用し、塩素濃度の検査（複数回）、浴槽の完全換水、定期的なレジオネラ検査を実施していた。
循環ろ過装置については、毎日の洗浄のほか、外部事業者を入れて高濃度消毒洗浄を行っている事業者もいた。

アウトドアサウナでは、シャワーのみの場合や仮設水風呂などの形態があり、完全換水・消毒を実施しているほか、設置期間に応じて、水の掛け流しによる常時入れ替えで対応している事例もあった。

② 屋内のサウナでは、お湯の方がタイルに汚れが付きやすいといった回答はあったが、概ね水風呂と同様の衛生管理を実施しているとの回答があった。

③ 多くの事業者は、冷却装置フィルターの洗浄、メーカーが推奨する洗浄方法を実施していたほか、外部事業者にメンテナンスを依頼しているケースもあった。

④ シャワーに利用する井戸水・水道水は、貯水タンクに溜める際の塩素消毒を実施しているとの回答があった。

シャワーヘッドの洗浄は、事業者によって、洗浄の頻度（毎日、週一回、半年一回 等）にバラツキがあった。

シャワーヘッドの洗浄方法も、塩素消毒で対応しているものから、シャワーヘッド内の汚れを掃除するといった回答もあった。

⑤ テントサウナでは、地面や地面の上に人工芝を敷くケースがあり、水が溜まらないように、傾斜で排水溝に水が流れる場所に設置するといった回答があった。

水風呂の外に囲い（ビニールシート）を作り、排水設備とポンプを置いて組み出して、所定の場所に流すケースもあった。

シャワーを設置する場合は、シャワーボックスを設けて、少し段差を高くして排水するという回答もあった。

⑥ 関連する法規等を勘案し石鹼等の利用を自粛しているとの回答、石鹼などは周辺住民の苦情が想定されるので避けるように指導を受けているとの回答があった。

他方、都内や街中で実施する際は、石鹼利用の場所を作る時があり、その場合は下水に排水するという回答もあった。

温水シャワーの設置指示を受けたケース、サウナ利用後に浴槽を利用する場合は体を流して入浴するよう利用者に指導しているケースもあった。

⑦ 水風呂やシャワーの排水は、石鹼などを利用しない場合にも、下水排水を求められる時があるとの回答があった。

エリア自体に上下水道がなく、河川への排水しかできない場合、慣例として河川排水で許可が下りたとの回答があった。

⑧ サウナには必須ではないと考えられる温水シャワーやカランの設置を求められることがあるとの回答があった。

(Q4) サウナに関連する施設全般（採光、代替設備、導線、飲料水、サウナ設備の安全管理 等）について

① サウナ室内、廊下等、サウナ関連施設内の採光・照明について、何ル

クスを採用していますか。また、採光・照明について、条例等の規定よりも低い数値を採用する代わりに、ランタンなど他の照明器具で代替するといった措置を講じたことはありますか。その際、自治体とはどのようなやりとりをしましたか。

- ② アウトドアサウナで、更衣室、ロッカー、トイレ、シャワー、水風呂等のサウナ室に係る付帯設備等について、その設置場所や代替措置の検討など、許可申請に当たり対応に苦慮したことがあれば、その内容と工夫した点について教えてください。
- ③ アウトドアサウナで、サウナ室への導線上の廊下について、どのように衛生管理や安全管理を行っているのか教えてください。また、屋外への移動に当たって、靴やサンダルの着用など、自治体から指導されたことはありますか。
- ④ アウトドアサウナで、飲料水を供給する設備は、どのようなものを設置したことがありますか。また、許可申請に当たり対応に苦慮したことがあれば、その内容と工夫した点について教えてください。
- ⑤ アウトドアサウナに使用する設備（サウナストーン、ストーブ、椅子、タオル、テント等）について、普段の衛生管理や安全管理はどのように行っているか、頻度、方法及び体制等、その内容と工夫している点について教えてください。
- ⑥ サウナの営業許可について、自治体間での取扱いについて、特に違いを感じる点があれば教えてください。

(ヒアリング結果)

- ① 多くの事業者から、保健所の定期検査で計測されているとの回答があった。

恒常的に代替設器具を使用しているケースはなかったが、夜間にアウトドアサウナを営業した際、バッテリーライトの使用により、導線を照らしているといった回答もあった。

- ② 屋外でのテントサウナで鍵付きロッカーが設置できず、利用者の車での各自保管を提案したが、保健所から許可されず、営業許可を断念したとの回答があった。屋外の場合、ロッカーである必要はないとの意見もあった。

屋外でのテントサウナでは、男女別更衣室やトイレ設置が不可能な場合があり、公衆トイレの代用や、各自車両での着替えなどを保健所に相談したが許可されず、公衆浴場法の営業許可によるイベント開催を断念したとの回答があった。

サウナ室に係る付帯設備について、室内を適温に保つことが求められるケースもあるが、屋外で全てに対応することが困難な場合も多い。さらに、一般的なキャンプ場などのトイレやシャワー室では冷暖房設備がないところも多く、アウトドアサウナに係る付帯設備とキャンプ場のトイレやシャワーなどで違いを設ける理由が分からないとの回答があった。

- ③ サウナ間や冷水浴までの導線に、耐水の長尺シート、塩化ビニールシートのようなものを使用し、濡れ雑巾や水を少し流して清掃しているといっ

た回答があった。

サンダルで許可されたこともあれば、板を設置するよう指示を受けたこと、人工芝で妥協してもらったといった回答があった。

- ④ 給排水直結のウォーターサーバーを設置している、水かスポーツドリンクのペットボトルを配付しているとの回答があった。

「受付時に利用者にペットボトルを1本ずつ配布する方式」で保健所に相談したが、条例で規定している「入浴利用者が常時飲める状況」を遵守するように求められ、「ペットボトル水を常時フリーで飲めるよう、一定の場所に置いておく方式」に変更するなど、条例の文言そのままに解釈されて困るといった回答があった。

飲料水は各自で準備するのが適切といった意見もあった。

- ⑤ サウナストーン破損チェック、ストーブの異常管理、テントの設置状態の安全確認を行っているとの回答があった。

サウナストーンは使用後に毎回洗浄、ストーブも煙突掃除をはじめとした清掃を毎回行っているとの回答があった。

椅子にはタオルを敷き、毎日洗濯・乾燥した上で交換、テントについても簡易清掃を毎回行っているとの回答があった。

- ⑥ テントサウナで公衆浴場許可を得た申請資料について、コピーした企画で他の自治体に申請すると、「他の自治体とは判断が異なる」、「テントサウナは想定していない法律なので基本的に許可しない」と許可されないケースがあると回答があった。

こういうケースの時にはこういう条件をつけて許可をしたということ、各自自治体が紹介できるようになっていけば、1つの参考資料として判断の基準になっていくのではないかと意見があった。

(Q5) 混浴の取扱いや男女の区別について

- ① サウナ室で男女混浴によるサウナサービスを提供していますか。提供している場合、どのような条件で実施しているか具体的に教えてください。
- ② 脱衣室やサウナ室等の目囲いについて、その高さや素材など具体的にどのようなものを設置していますか。
- ③ 目囲いの高さ、素材及び範囲等について、自治体から極端に制限を求められた経験、或いは緩和された経験があれば具体的に教えてください。また、許可申請に当たり対応に苦慮したことがあれば、その内容と工夫した点について教えてください。

(ヒアリング結果)

- ① 一般公衆浴場では、浴場に付帯してサウナを設置しているため、男女混浴はないと回答があった。

屋内サウナでは、男女が共有で利用できるサウナは、館内着着用で男女を混浴させているとの回答があった。

屋外サウナでは、更衣室や裸での洗い場を除き、水着や館内着の着用により、男女を混浴させているとの回答があった。

- ② 目囲いは基本的に 200cm 程度の高さを求められる場合があるとの回答があった。

テントサウナでは、脱衣室は完全に覆面状態のテントを利用し、布タープや風防スクリーンの設置、長期的な場合は、外から全く見えないように金属製の囲いで敷地を囲うケースもあるとの回答があった。

透過性のない囲いやプレハブ小屋、既存設備としての部屋などを男女分けて利用するとの回答があった。

車にカーテンをして外から見えないようにしたが、脱衣室の代替として許可されなかったとの回答があった。

- ③ 参加者全員が水着を着用しているにも関わらず、保健所から目囲いを求められるケースがある。

サウナ室外では、利用者がTシャツ等を必ず着用し、水着だけで外にいないルールを設定することで、目囲いについて保健所から緩和されたケースがあるとの回答があった。

内部を完全に見えないようにすることを求められる場合もあれば、水着なので見えても構わない場合もあるとの回答があった。

(Q6) 利用者に対する注意喚起について

- ① サウナに入る前のサウナの利用方法や、サウナに入った後にシャワー等で汗を流してから水風呂に入るといった注意点、脱水症状などの健康面や床の滑りやすさなどの安全面について、どのような手法・内容で注意喚起を行っていますか。
- ② アウトドアサウナで、サウナサービスの提供に当たり、サウナの営業許可に含まれていない河川等について、利用者が利用できる環境にありますか。
- ③ アウトドアサウナで、河川等を利用できる環境にある場合、営業許可申請に際して、保健所とどのようなやりとりを行っていますか。また、利用者に対して、どのような注意喚起を行っていますか。

(ヒアリング結果)

- ① フロントで、サウナの利用前に説明、サウナの入口のドアに利用方法を書いて周知しているとの回答があった。

水風呂に潜らないこと、浴槽にタオルを入れないこと、汗を流してから浴槽に入ることなどをポップで周知しているとの回答があった。また、ロウリュに関しては、具合が悪くなる人もいるので、適宜の退出や水分補給を周知しているとの回答があった。

サウナイベントでは、全ての来場者に映像による説明を行い、その中で衛生上の取扱いについても注意喚起しているとの回答があった。

- ② サウナの営業許可に含まれていない河川等は、利用者が本人の意思で沐

浴利用している状態との回答があった。

- ③ 水深が深い場所に行かない、水流の早い場所が危険であることを、利用前に口頭説明しているとの回答があった。

店外なので営業許可対象外であり、利用者に事前に注意喚起や自己責任とする確認書のサインをお願いしているとの回答があった

(Q7) サウナ利用者や近隣住民から、サウナの衛生管理や安全管理に関する要望や意見があった場合はその詳細を教えてください。

(ヒアリング結果)

近隣住民から、音の問題と薪管理に伴う煙の問題でクレームを受けたとの回答があった。

利用客等ではないが、ヒアリング事業者からの意見として、危険な運用はしっかりと取り締まりつつ、規制緩和はしていくべきとの回答があった。

3. とりまとめ

(1) 検討会の提言

本検討会で実施した自治体に対する実態調査(2(1))により、現状、すべての自治体の条例等で、その他の公衆浴場におけるサウナに係る基準(一般公衆浴場の規定を準用する場合を含む。)が定められていること、サウナ営業の許可にあたり、知事等において公衆衛生又は風紀上支障がないと認められる場合、既に多くの自治体で特例的な取扱い(混浴規定、脱衣所・面積要件、目囲いの設置要件等の緩和)が行われていることが明らかとなった。

他方、条例等でサウナに係る基準を定めているが、特例的な取扱いを行っていないケースが一定数存在することに加え、アウトドアサウナを許可していないケースも明らかとなった。

(再掲) 地方自治体における条例・基準の制定状況等の調査 (N=157)

(Q2-1) 貴自治体における条例等で、その他の公衆浴場におけるサウナに係る基準(一般公衆浴場の規定を引用する場合を含む。)を定めていますか。	定めている【157】	定めていない【0】	
(Q2-2) Q2-1で「はい」と回答した場合、サウナ営業の許可にあたり、公衆衛生又は風紀上特に支障がないと認めた場合や、土地の状況・建物の種類・施設の規模その他特別な理由による、特例的な取扱いを行っていますか。	行っている【118】	行っていない【39】	
(Q2-3) Q2-1で「はい」と回答した場合、当該基準をアウトドアサウナ(テントサウナ、バレルサウナ、	基準をそのまま適用【97】	基準を緩和して適用【39】	アウトドアサウナは許可していない【21】

サウナバス等) に対してどのように適用していますか。			
----------------------------	--	--	--

今後、自治体において、サウナ営業の許可事務が円滑に行われるためには、まず、実態調査により明らかとなったサウナ営業の許可等に係る実態について、全ての自治体が認識することが望ましいと考えられる。

その上で、本検討会としては、サウナ営業の許可に際して、自治体が行った特例的な取扱いの内容を類型化し、アウトドアサウナを含むサウナ営業の許可申請事案に関して、自治体が条例の基準を運用しやすくなるよう、類型化した取扱いの内容について厚生労働省から自治体に対し広く周知することを、検討会のとりまとめとして提言する。

(2) 自治体の取組の類型化

本項に示す自治体の取組は、自治体に対する実態調査（2（1））において、自治体から回答があった特例的な取扱いについて、その内容に沿った項目の類型化を行い、とりまとめたものである。

これらの取組は、自治体が法や条例等の趣旨を踏まえつつ、個別のサウナ営業の許可申請事案に応じて、公衆衛生上及び風紀上支障がないと認めた場合に行った緩和事例であるため、全ての許可申請事案に普遍的に適用されるものではないことを申し添える。

ア 混浴規定の緩和について

サウナ営業の許可にあたり、基準緩和等の特例的な取扱いを行っている 118 の自治体のうち、67*の自治体において、混浴規定の緩和に係る具体的な取組事例について回答があった。

※ 本検討会で令和 5 年 10 月に実施した「地方自治体における条例・基準の制定状況等の調査」における自治体からの回答において、基準緩和等の具体的な取組として「混浴規定の緩和」などの記載があったものを事務局で集計した自治体数。

<具体的な取組事例>

- ① 施設を着衣で利用させる場合（風紀上支障ないと判断した場合）、浴槽及びサウナ室の混浴規定を緩和している。
- ② 家族での利用又は面識のある 1 グループの水着着用での利用（脱衣室は男女別）の場合に、混浴規定を緩和している。
- ③ 水着着用かつ脱衣室が男女別に設けられている場合、混浴規定を緩和している。

- ④ 専用浴衣の着用物を使用する場合や男性（女性）専用施設の場合、混浴規定を緩和している。

イ 施設及び設備の設置基準等の緩和について

サウナ営業の許可にあたり、基準緩和等の特例的な取扱いを行っている 118 の自治体のうち、76^{*}の自治体において、施設及び設備の設置緩和に係る具体的な取組事例について回答があった。

※ 本検討会で令和5年10月に実施した「地方自治体における条例・基準の制定状況等の調査」における自治体からの回答において、基準緩和等の具体的な取組として「施設及び設備の基準の緩和」と考えられる記載があったものを事務局で集計した自治体数。

<具体的な取組事例>

(ア) 施設の面積基準の緩和

- ① その他の公衆浴場（サウナ含む）のうち、「1組に限定し、少人数で利用させる」部分がある入浴施設は、脱衣室、浴室及び浴槽のうち、「1組に限定し、少人数で利用させる」部分の床面積について基準未滿とすることができる。
- ② サウナ営業を含むその他の公衆浴場において、脱衣室・浴室・便所等の男女別の設置、脱衣室の面積、浴室の材質等、洗い場の面積及び浴槽の面積について、利用目的又は利用形態により、条例等の基準により難しい場合であって、かつ、知事が公衆衛生上及び風紀上支障がないと認めた場合は、これらの基準によらないことができる。
- ③ 風紀上又は衛生上の問題がないと判断した場合に、浴室の使用人数に応じて浴室及び脱衣所の床面積の基準を緩和。
- ④ 貸切施設等、利用人数に限られる場合においては、浴室や脱衣室の面積に関する規定を緩和している。
- ⑤ 脱衣室内に洗面設備の設置を求めているが、衛生上支障がなければ、脱衣室外であっても設置を認めている。

(イ) 男女別の設備基準の緩和

- ① 施設を男性（女性）専用とする場合や男女日替わりで利用させる場合、出入口、脱衣室、洗い場、浴槽及び便所について、男女別に設けないことを可能としている。
- ② その他の公衆浴場（サウナ含む）について、水着等を着用し利用する施設

であって、風紀上支障がないと認められるものにあつては、浴室を男女別に設ける規定を適用しないことができる。

③ サウナ営業かどうかに関わらず、公衆浴場法に基づく許可が必要な施設（一般公衆浴場を除く。）について、

- ・ 男性又は女性専用として利用させる場合は、条例の構造設備の基準で求める脱衣室、浴室、便所の「男女の区別」は適用しない運用をしている。

※ 一般的に公衆浴場は、男性と女性が同時に利用する施設であるため、風紀上の観点から、条例の構造設備の基準で求める脱衣室、浴室、便所に「男女の区別」があるが、男性又は女性専用の公衆浴場は、男性と女性が同時に利用することはなく、風紀上の観点から「男女の区別」を求める必要がないため、「男女の区別」は適用しないこととしている。

- ・ 条例の構造設備の基準上、男女別の脱衣室、浴室、便所が必要であるため、脱衣室、浴室、便所は原則として2箇所ずつ用意する必要がある。ただし、物件の都合上、脱衣室、浴室、便所を1箇所ずつしか設けられない場合は、利用者をどちらか一方の性別に限定し、その性別を日ごと又は時間ごとに替えることにより、営業時間内に男女が同時に利用することがないようにした上で、風紀上の必要な措置（男女の入れ替え時に点検等を行い、不審物の有無を確認する。営業時間中に異性の利用者が誤って入浴するおそれ等がない。）が講じられている場合は、脱衣室、浴室、便所が各1箇所ずつであっても、条例の構造設備の基準に適合するものとみなす運用をしている。

④ 個室サウナ室（1人）や完全予約制の導入により、条例の「脱衣室及び浴室は、男女を区別し、その境界には隔壁を設け、相互に、かつ、屋外から見通すことのできない構造」という規定のうち、「男女を区別」する点について緩和している。

⑤ 脱衣室について、同一の世帯に属する者（又は介護を要する者及びその者を介護する者）を、温湯等を使用する個室の浴室に時間を限って貸し切って入浴させる場合や、一浴室を年、月、週、日又は時間を単位として、男性用又は女性用に区別する場合に、男女別の設置に係る規定を緩和している。

ウ アウトドアサウナでの基準緩和について

自治体の条例等で、その他の公衆浴場におけるサウナに係る基準（一般公衆浴場の規定を引用する場合も含む。）を定めている157の自治体のうち、アウトドアサウナ（テントサウナ、バレルサウナ、サウナバス等）に対して、「当該基準を一部緩和して適用している」と回答した39の自治体において、アウトドアサウナに

係る緩和事例について回答があったものは以下のとおり。

<具体的な取組事例>

(ア) 浴室等における男女相互及び屋外から見通しできない構造の設備基準の緩和

- ① 外部から見通しのできない構造について、風紀または衛生上の問題がないと判断し、かつ近隣住民の理解を得ている場合、目囲い等の設置基準について緩和している。なお、周囲環境の変化等により、改善措置が必要と自治体が判断した場合には、事業者に対して当該指導に従うよう指導を行っている。
- ② 脱衣室について、脱衣所室内に一人用テントを設置し、入れ替え制で使用するなどの対策により、問題がないと判断した場合、「男性用及び女性用に区別し、相互に見通しのできない構造とすること」といった基準を緩和している。
- ③ 洗い場（シャワー）について、アウトドアサウナ近くに一人用テントを設置し、内部に簡易プールとシャワーを取り付け、水着着用の上、一人ずつの入れ替え制で使用するなどの対策により、問題がないと判断した場合、「男性用及び女性用に区別し、相互に見通しのできない構造とすること」といった基準を緩和している。
- ④ 移動式サウナの設置場所周辺に屋内の洗い場が確保できなかったケースにおいて、屋外にシャワーテントを設置することで洗い場とすることを特例で認めた。この場合、シャワーテントを水着着用で外部から見通しできない構造とすることで、男女別に区別する規定を緩和している。

＜参考＞外部から見通しのできない構造とする規定の緩和イメージ

水着等を着用して利用させるサウナ営業について、都道府県知事により風紀上の支障がないと認められる場合、外部から見通しのできない構造とする規定を緩和することができる。



(公益社団法人日本サウナ・スパ協会より提供)

(イ) 隣接する建物等の設備が利用可能な場合における設備基準の緩和

- ① 短期のサウナイベントにおいて、サウナ以外の施設（脱衣室、ロッカー、洗面設備、便所、洗い場等）について、近接する既存の施設の使用許可を得て施設及び設備を使用する場合、措置基準を満たすと判断している。
- ② 隣接する公衆浴場等の設備の利用が可能な場合、シャワーの設置規定を緩和している。
- ③ 隣接する建物等の利用が可能で、衛生上及び風紀上支障がないと認められる場合、衣類を保管するための設備、客用便所の設置規定を緩和している。

(ウ) 排水が発生しない場合の排水設備に係る基準の緩和

- ① サウナ室の床について、構造上こう配を付けることができない場合、利用ごとにアルコールでふき取りを行うなどの対策により、衛生上の問題がないと判断した場合、「適当なこう配を付け、かつ、清掃作業の際に使用された水

が完全に屋外に排出できるよう排水口を設けること」といった基準を緩和している。

- ② 規定で「サウナ室の床面は、排水及び清掃が容易に行える構造とすること」としているが、テントサウナ（骨組みや布地等を用いたテント若しくはそれに類似する構造のもので、その内部を蒸気、熱気等で温めるもの）では、サウナ室の床面の規定のうち、排水が容易に行える構造とすることを要しない。
- ③ アウトドアサウナで、内部清掃を拭き上げ等により流水を使用しない場合については、床面の勾配の基準は適用しない。排水が発生しない場合、排水設備に係る基準も適用しない。
- ④ 洗い場等を設けず、汚水が生じない施設の場合は、床を排水できる構造や内壁を耐水性材料で覆うことを緩和している。
- ⑤ 汚水が発生する恐れがないと判断した場合は、以下の基準を緩和している。
 - ・ 床は不浸透性材料で造るとともに、汚水を速やかに排水できる構造とする基準
 - ・ 内壁は、不浸透性材料で造る場合を除き、床面から少なくとも1メートルの高さまで耐水性材料で覆うこととする基準

＜参考＞耐水性材料の床や内壁に係る規定の緩和イメージ

サウナ室内に洗い場等を設けず、汚水が生じないものとして都道府県知事により認められる場合、サウナ（テントサウナ）室内の床面や内壁について、耐水性の材料を用いることとする規定を緩和することができる。



（公益社団法人日本サウナ・スパ協会より提供）

（エ） その他の事例

a. 換気に係る基準等の緩和

- ① 窓や設備を設けることなく施設の換気が可能な場合、条例で規定している窓や湯気抜きを設置を緩和している。

b. 貴重品の保管に係る基準等の緩和

- ① 屋外サウナの場合で、蓋付きの脱衣箱や鍵付き貴重品入れを受付専用テント内で従業員の監視下で管理することができる場合、脱衣所の「入浴者の衣類その他の携帯品を安全に保管できる設備を入浴者数に応じて設けること」という基準を緩和している。
- ② 利用者の貴重品については、受付内の専用ロッカーで保管する場合、「入浴者の衣類、履物及び携帯品を安全に保管することができる設備を設けること」という規定を緩和している。

- ③ 鍵付きロッカーの設置について、本部で貴重品を預かる等の適切な代替措置が講じられている場合、設置基準を緩和している。

c. 設備の設置基準等の緩和

- ① 水飲み場について、入浴者にペットボトルの飲料を提供するなどの対策により、問題がないと判断した場合、「洗面設備が水飲み場として兼用できない場合にあっては、水飲み場を設けること。ただし、浴室等入浴者が利用しやすい場所に水飲み場を設けるときは、この限りではない」といった緩和規定を適用している。

- ② 清潔なタオル等により入浴者が衛生的な状態を保つことができる場合、湯栓及び水栓、浴槽又はシャワーの設置を緩和している。

d. その他

- ① 水着等の着衣による入浴かつ脱衣室が男女別に設けられて、風紀又は衛生上の問題がないと判断した場合、アウトドアサウナでの混浴規定を緩和している。

- ② 条例において、脱衣室の床面積について、男女別にそれぞれ条例で定める面積を確保することを規定しているが、1テント当たりの同時最大入浴者数を制限することにより、これらの床面積に係る規定を緩和している。

- ③ 条例において、浴室及び脱衣室の床面における照度を規定しつつ、停電又は故障に備えて予備装置を施すことを規定しているが、短期のサウナイベントにおいて、従業員が駐在し緊急時対応が可能な場合には、「予備装置を施す」基準を緩和している。

参考資料

1. 公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=323AC0000000139>
2. 公衆浴場法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 27 号）
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=323M40000100027>
3. 公衆浴場における衛生等管理要領（平成 12 年 12 月 15 日生衛発第 1811 号厚生省生活衛生局長通知、令和 2 年 12 月 10 日改正）
<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/001171614.pdf>
4. 自治体に対する公衆浴場法におけるサウナに係る許可等の実態調査票別添 1 参照
5. 一般公衆浴場・サウナ営業者に対するサウナの許可等の実態調査票別添 2 参照

公衆浴場法におけるサウナに係る許可等に関する調査について

自治体名

担当者名

連絡先

以下の質問について、ご回答をお願いいたします。

1. 「一般公衆浴場」に付設するサウナに係る個別の基準等について

- (1) 貴自治体における条例等で、一般公衆浴場に付設するサウナに係る基準等を定めていますか。

はい いいえ

- (2) (1)で「はい」と回答した場合、当該基準等を定めた条例、条項の該当箇所を下記に記載してください。また、通知等でサウナに係る基準や取扱いを示している場合は、その写しをご提供ください。

(記載例)

〇〇市公衆浴場法施行条例

第〇 一般公衆浴場

○ その他の入浴設備を設ける場合

(○) すること。

(○) すること。

(○) すること。

(○) すること。

※一般公衆浴場に付設するサウナの基準等を示した通知は別添参照。

2. 「その他の公衆浴場」におけるサウナに係る個別の基準等について

- (1) 貴自治体における条例等で、その他の公衆浴場におけるサウナに係る基準（一般公衆浴場の規定を引用する場合を含む。）を定めていますか。

はい いいえ ※「いいえ」を回答した場合は(7)に進む。

- (2) (1)で「はい」と回答した場合、当該基準等を定めた条例、条項の該当箇所を下記に記載してください。また、通知等でサウナに係る基準や取扱いを示している場合は、その写しをご提供いただくとともに、基準等（数値規制を含む。）の根拠について、その考え方や参照した研究や論文等のデータなどがあれば、

可能な限りその該当箇所について記載してください。

(記載例 1)

〇〇市公衆浴場法施行条例

第〇 その他の公衆浴場

○ サウナ設備を設ける場合

(○) すること。

(○) すること。

(記載例 2)

〇〇市公衆浴場法施行条例

第〇 その他の公衆浴場

○ サウナ設備を設ける場合

(○) すること。

(○) のうち、第〇条第〇号から〇号まで、〇号から〇号までに掲げる基準に適合すること。

(○) に掲げる基準については、構造設備及び営業形態その他の特別の理由により、これらの基準によりがたい場合であつて、当該各号に定めるときは、これらの基準によらないことができる。

(記載例 3)

〇〇市公衆浴場法施行条例

第〇 その他の公衆浴場

○ サウナ設備を設ける場合

(○) すること。

(○) すること。

(○) のうち、サウナ室のみを入浴設備として利用させる公衆浴場の衛生及び風紀に必要な措置の基準は、同項の規定にかかわらず、第〇条第〇項から第〇項までの基準を適用しないこととできる。

※ その他の公衆浴場におけるサウナの基準等を示した通知は別添参照。

(基準等の考え方)

・ 施行条例第〇条第〇項の については、〇〇研究 or 〇〇論文の△△△というデータに基づき設定。

・ 施行条例第〇条第〇項の については、他自治体との規定の並びを踏まえ設定。

(3) サウナ営業の許可にあたり、公衆衛生又は風紀上特に支障がないと認めた場合や、土地の状況・建物の種類・施設の規模その他特別な理由による、特例的な取扱いを行っていますか。

- はい
 いいえ

(4) (1) で「はい」と回答した場合、当該基準等をアウトドアサウナ（テントサウナ、バレルサウナ、サウナバス等）に対してどのように適用していますか。

- ① 当該基準等をそのまま適用している。
② 当該基準等を一部緩和して適用している。
③ アウトドアサウナの営業は許可していない。

(5) (3) で「はい」と回答した場合、または(4)で②を選択した場合、サウナ営業の基準を緩和することができる根拠をどのように明示していますか。（重複回答可）

- ① 条例により明示している。
（該当の条文：(例) ○○市公衆浴場法施行条例第○条)
② 通知により明示している。
（該当する通知を添付）
③ 自治体のホームページにより明示している。
（URL :)
④ 明示していない。
⑤ その他

（その他を選択した場合、その内容を具体的に記載してください。）

(6) (3) で「はい」と回答した場合、または(4)で②を選択した場合、具体的にどのような特例的な取扱いを講じているか、具体的に記載してください。また、そのような措置を講じた根拠や考え方、参照した研究や論文等のデータなどがあれば、可能な限り記載してください。

(記載例)

- ・水着着用かつ脱衣室が男女別に設けられている場合、混浴規定を緩和している。
- ・アウトドアサウナの設置場所から、風紀又は衛生上の問題がないと判断した場合、目囲いや床等について、〇〇〇といった基準を緩和している。
- ・短期のサウナイベントにおいて、〇〇〇といった代替措置が講じられている場合、ロッカーや給水設備、水風呂、トイレ等について、〇〇〇といった基準を緩和している。

(7) (1) で「いいえ」と回答した場合、サウナ営業の許可の取扱いについて、対応状況を教えてください。

- ① 一般公衆浴場の規定をそのまま適用している。
- ② 一般公衆浴場の規定を一部緩和して適用している。
- ③ サウナ単体の営業は許可していない。

(8) (7) で②を選択した場合、具体的にどういった緩和措置を講じていますか。

3. サウナ営業の許可に関するその他の事項について

(1) 営業許可の申請手続きにあたり、条例等の適用・解釈や立地場所、許可条件など、事業者との調整で対応に苦慮した事例があれば、具体的に記載してください（該当がない場合は記載不要）。

(2) アウトドアサウナにおいてシャワーや水風呂を設置する場合、以下の点について教えてください（アウトドアサウナの営業許可を行ったことがある場合のみ回答）。

① シャワーや水風呂の排水設備について、許可の際に、どのような設備を設けるよう指導しているか、具体的に記載してください。

（記載例）

- ・ 衛生の観点から、排水が容易に行えるよう必ず撥水性の床材を使用するように指導し、石鹼の使用の有無に関わらず下水に流すよう指導している。

② シャワーや水風呂の温度管理について、許可の目安としている指標や、許可の際の指導内容とその理由について、具体的に記載してください。

（記載例）

- ・ 衛生的な観点から、シャワーはお湯（40℃以上）を使用することを求めている。

③ シャワーや水風呂の衛生管理について、許可の際に、特に指導している内容とその理由について、具体的に記載してください。

（記載例）

- ・ 衛生の観点から、循環ろ過を行わない水風呂の水は満杯にして、常に入れ替えるように指導している。
- ・ 衛生の観点から、水風呂には基本的に循環ろ過を求めている。
- ・ 衛生の観点から、必ずシャワーを浴びてから、共同で使用する水風呂に入るよう指導している。

(3) アウトドアサウナの換気について、換気を適切に行うための方法として、許可の目安としている指標や、許可の際の指導内容とその理由について、具体的に教えてください（アウトドアサウナの営業許可を行ったことがある場合のみ回答）。

(記載例)

- ・ 風が強い場合（風速 5m/s 以上）は煙突から一酸化炭素炭素が逆流することが想定されることから、薪ストーブ形式のサウナは利用しないよう指導している。
- ・ テントの仕様（体積、定員、ストーブの形態、換気口の有無等）を確認し、適切な換気ができることを確認している。

(4) アウトドアサウナにおける営業許可に含まれていない河川等の利用について、これまで自治体において指導したことがありますか。指導したことがある場合は、その内容を具体的に記載してください（※アウトドアサウナの営業許可を行ったことがない場合は②を選択）。

- ① 指導したことがある。
- ② 指導したことがない。
- ③ 河川等の利用に関する相談を受けたことがない。

(記載例)

- ・ 河川を利用した後にサウナを利用するのであれば、衛生的な観点からシャワーで体を流してから利用するように指導した。
- ・ 営業許可にあたり、許可対象外の河川等を利用しない、若しくは許可対象と誤認するような広報等をしないよう、営業許可に条件を付した。

(5) アウトドアサウナに係る衛生上の問題について、教えてください。

- ① 令和2年度から令和5年度（9月末時点）にかけて、これまでアウトドアサウナの営業許可後に、衛生上の問題が生じたことがありますか。

- I 衛生上の問題が生じたことがある。
- II 衛生上の問題が生じたことはない。
- III アウトドアサウナの営業許可を行っていない。

※IIIを選択した場合は（6）に進む。

② ①でIと回答した場合、それはどのような方法で把握したか、年度ごとに該当する件数を記載してください。

(件数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
I. 業者からの報告				
II. 利用者からの通報				
III. 定期巡回等での確認				
IV. 他の部局等からの情報共有				
V. 具体的な健康被害等による発覚				
VI. その他				

(その他を選択した場合、その内容を具体的に記載してください。)

③ ①でIと回答した場合、どのような衛生上の問題があったか、問題が発生した年度、具体的な内容及びその件数を記載してください。

(記載例)

- ・令和〇年度 細菌感染等が原因と考えられる体調不良者の報告 〇件
- ・令和〇年度 サウナ室にカビ等の不衛生な状態を確認 〇件

④ ①でIと回答した場合、指導を行った事業所は現在どのような状況となったか、年度ごとに該当する施設数を回答してください。

(件数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
I. 改善した				
II. 指導継続中のため営業停止扱い				
III. 廃業				
IV. その他				

(その他を選択した場合、その内容を具体的に記載してください。)

(6) 自治体間（保健所間）での情報共有や連携の有無について教えてください。

① 行っている 行っていない

② ①で行っていると回答した場合、その内容を具体的に記載してください。

(記載例)

- ・ 同じ都道府県若しくは隣接する自治体間で、許可の考え方や基準に統一性を持たせるため、〇〇県、政令指定都市の〇〇市（中核市の〇〇市、〇〇区）の担当者と構成する連絡会議を設置し、情報共有を図っている（許可基準を同等に見直している）。

以上でアンケートは終了です。ご協力、ありがとうございました。

一般公衆浴場・サウナ営業者に対するサウナの許可等の実態調査項目

アンケートの内容は、匿名化の後に、報告書等に記載することがあります。
ご協力のほどよろしくお願いいたします。

1. サウナ施設の概要・営業形態について

- ・設置場所 室内（具体的なサウナの種類：（ ））
屋外（①テントサウナ、②バレルサウナ、③サウナ移動車、
④その他（ ））
- ・サウナ室の数 （ ）
- ・サウナ室の定員 あり（ ） なし
- ・サウナの付帯設備
シャワー 水風呂 休息室（外気浴スペース）
その他（ ）

2. サウナ室の管理方法や、許可申請に当たり対応に苦慮した内容等について

(1) サウナ室の温度・湿度管理、衛生管理方法について

- 貴施設で使用されているサウナの熱源は何ですか。（電気、ガス、薪 等）

（ご回答）

・

- サウナ室の温度、湿度が適切に保たれているかどうか、どのように確認していますか。（手法、頻度、体制 等）

（ご回答）

・

- サウナ室内の床はどのような材質としていますか。また、サウナ室でロウリュを行う場合、サウナストーンやストーブに水をかける状況が考えられますが、サウナ室内の床に水やお湯が残らないよう、床の角度の付け方などどのような構造にしていますか。

（ご回答）

・

- サウナ室の温度・湿度管理、衛生管理方法で、営業許可申請にあたり、対応に苦慮した経験があれば、その内容と工夫した点について具体的に教えてください。

(ご回答)

.

(2) サウナ室の換気について

- 厚生労働省の衛生管理要領では、サウナ室の換気を適切に行うため、吸気口は室内の最も低い床面に近接する適当な位置、排気口は天井に近接する適当な位置に設けることとしていますが、換気の頻度などを含め、これ以外で工夫している点がありますか。

(ご回答)

.

- 例えばロウリュやアウフグースを行う際、サウナ室に通常よりも人が密集することが考えられますが、そのような場合の対策はありますか。(定員を設けている/一酸化炭素又は二酸化炭素濃度が、ある程度の基準に達したら中止する 等)

(ご回答)

.

- 一酸化炭素濃度や二酸化炭素濃度を計測の有無、測定方法について教えてください。

(ご回答)

.

- サウナ室の換気について、許可申請に当たり対応に苦慮したことがあれば、その内容と工夫した点について具体的に教えてください。

(ご回答)

.

(3) サウナ室に付設する水風呂やシャワーの管理について

- 水風呂の衛生管理方法はどのように行っていますか。(水の種類(水道水、井戸水、川の水 等)、循環ろ過の有無、消毒や水の入れ替え頻度、洗浄の頻度、洗浄の方法、レジオネラ検査の有無 等)

(ご回答)

.

- お湯のお風呂が有る場合、水風呂とお湯を張った湯船との間で、衛生管理方法に違いはありますか。

(ご回答)

.

- 水風呂に冷却器は使用していますか。使用している場合、冷却器の衛生管理はどのように行っていますか。

(ご回答)

.

- シャワーの衛生管理・温度管理はどのように行っていますか。(水の種類(水道水、井戸水、川の水、お湯、循環した湯等)、消毒の有無と方法、シャワーヘッドの洗浄の有無と頻度 等)

(ご回答)

.

<アウトドアサウナ事業者向け>

- 水風呂やシャワーの設置場所の床はどのような材質としていますか。また、床に水やお湯が残らないよう、床の角度の付け方などどのような構造にしていますか。

(ご回答)

・

- 石けんの使用有無やサウナ入浴後にシャワーで体を流すなど、水風呂やシャワーの使用方法について、自治体から指導されたことはありますか。

(ご回答)

・

- 水風呂やシャワーの排水について、必ず排水溝から下水に排水する、近くの河川等へ排水するといった指導を含め、自治体からの指導で対応に苦慮した事例はありますか。

(ご回答)

・

- 水風呂やシャワーに関して、許可申請に当たり対応に苦慮したことがあれば、その内容と工夫した点について具体的に教えてください。

(ご回答)

・

(4) サウナに関連する施設全般について

- サウナ室内、廊下等、サウナ関連施設内の採光・照明について、何ルクスを採用していますか。また、採光・照明について、条例等の規定よりも低い数値を採用する代わりに、ランタンなど他の照明器具で代替するといった措置を講じたことはありますか。その際、自治体とはどのようなやりとりをしましたか。

(ご回答)

・

<アウトドアサウナ事業者向け>

- 更衣室、ロッカー、トイレ、シャワー、水風呂等のサウナ室に係る付帯設備等について、その設置場所や代替措置の検討など、許可申請に当たり対応に苦慮したことがあれば、その内容と工夫した点について教えてください。(近隣施設のトイレやコインロッカーなどの使用が認められない 等)

(ご回答)

・

- サウナ室への導線上の廊下について、どのように衛生管理や安全管理を行っているのか教えてください。また、屋外への移動に当たって、靴やサンダルの着用など、自治体から指導されたことはありますか。

(ご回答)

・

- 飲料水を供給する設備は、どのようなものを設置したことがありますか。また、許可申請に当たり対応に苦慮したことがあれば、その内容と工夫した点について教えてください。

(ご回答)

・

- アウトドアサウナに使用する設備（サウナストーン、ストーブ、椅子、タオル、テント等）について、普段の衛生管理や安全管理はどのように行っているか、頻度、方法及び体制等、その内容と工夫している点について教えてください。

（ご回答）

・

- サウナの営業許可について、自治体間での取扱いについて、特に違いを感じる点があれば教えてください。

（ご回答）

・

（５）混浴の取扱いや男女の区別について

- サウナ室で男女混浴によるサウナサービスを提供していますか。提供している場合、どのような条件で実施しているか具体的に教えてください。

（ご回答）

・

<アウトドアサウナ事業者向け>

- 脱衣室やサウナ室等の目囲いについて、その高さや素材など具体的にどのようなものを設置していますか。

（ご回答）

・

- 目囲いの高さ、素材及び範囲等について、自治体から極端に制限を求められた経験、或いは緩和された経験があれば具体的に教えてください。また、許可申請に当たり対応に苦慮したことがあれば、その内容と工夫した点について教えてください。

（ご回答）

・

(6) 利用者に対する注意喚起について

- サウナに入る前のサウナの使用方法や、サウナに入った後にシャワー等で汗を流してから水風呂に入るといった注意点、脱水症状などの健康面や床の滑りやすさなどの安全面について、どのような手法・内容で注意喚起を行っていますか。

(ご回答)

・

<アウトドアサウナ事業者向け>

- サウナサービスの提供に当たり、サウナの営業許可に含まれていない河川等について、利用者が利用できる環境にありますか。

(ご回答)

・

- 河川等を利用できる環境にある場合、営業許可申請に際して、保健所とどのようなやりとりを行っていますか。また、利用者に対して、どのような注意喚起を行っていますか。

(ご回答)

・

(7) その他

- サウナ利用者や近隣住民から、サウナの衛生管理や安全管理に関する要望や意見があった場合はその詳細を教えてください。

(ご回答)

・